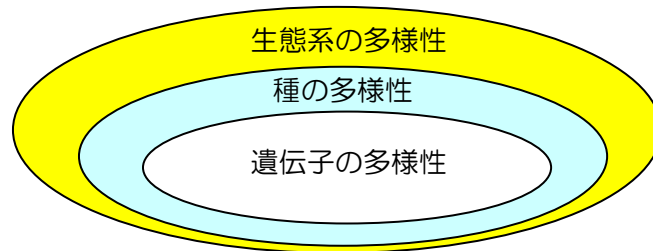


生態系の選定について

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生物多様性には①生態系の多様性、②種の多様性、③遺伝子の多様性の3つのレベルでの多様性があるとしている。



生態系の多様性は、氷ノ山のブナを中心とした森林、砥峰高原の草原、里地里山、河川などさまざまなタイプの自然があることである。これまで、本県のレッドデータブックでは、植物や動物など「種」を中心に作成してきたが、今回の改訂では、生態系の多様性を保全するために「生態系」のレッドリストを作成することとした。

1 生態系レッドリストを選定する意義

生態系とは、無機的環境とそこに生育・生息する生物群集の相互作用から構成される一つの物質系である。生態系には、湧水とそこに成立する生物群集のような特殊で規模の限られたものから、山地生態系のように樹林地帯を中心に渓谷、草原、山岳湿地などの多様な環境を含む大規模なものまでさまざまなものがある。

生物の生育・生息環境は、日照・土壌・水分などのいろいろな無機要素が複雑に絡み合い、さらに様々な分類群の生物が相互に影響し合って生育・生息している。その相互関係は、食う食われるの食物連鎖の関係であったり、共生関係であったり、または、直接ではなく環境の改変を通しての間接的な影響を与える生物同志の関係であったり様々である。すなわち、1つの生物の保全を考えるためには、その生物が生育・生息する生態系全体を保全することが重要で、ここに生態系レッドリスト選定の意義がある。

複雑で多様な関係群から成り立つ生態系を人間の手で新たに創り出すことは不可能である。そのため、ある生態系を保全するためには、それを他地域で代替するのではなく現地で保全していくことが必要である。

また、生態系レッドリストは、個々の生態系が重要であるだけでなく、それらが網目状に結びつきネットワーク化されることによって、多様で複雑な環境が保たれることが重要で、そのことが地域の生物多様性の保全につながるものである。

2 生態系の区分

生態系は、①広がりや面積などの規模に基づく視点、②扇状地、岩角地などの地形に基づく視点、③陸域・水域などの無機的環境に基づく視点、④植物群集に基づく視点、などによって区分することが可能である。しかし、生態系はもともと連続して存在するものであり、規模や地形によって明確に区分することは難しい。そのため、今回のレッドリストの作成では、景観的な単位を用いて生態系を区分することとした。

生態系には、特殊な環境に成立する小規模な生態系や一つの山塊全体を含む大規模な生態系など、様々な大きさの生態系が存在する。今回の生態系レッドリストの選定にあたり、対象となるであろう生態系をその大きさと景観的な区分を用いて次のようにまとめた。

一般的な生態系の種類と大きさ

大生態系	中生態系	小生態系
山地	溪谷	社寺林
丘陵地	里山	市街地の残存林
里地里山	草原	河畔林・溪畔林
湖沼	農地	公園
ため池群	ため池群	ため池
河川	水路	水路
海岸	河川	溪流
島	汽水域	砂浜
内湾	海浜	海岸崖地
	湖	干潟
	沼地	藻場
	塩田跡	湿地
	湿地群	湧水
	湧水群	洞窟
		壕（お城など）
		市街地

※ が生態系レッドリストで取り上げた生態系区

レッドリストにとりあげた生態系区分について概要を以下にまとめた。

■山地

氷ノ山、六甲山など、山地樹林を主体とした生態系で、規模は大生態系になる。山岳湿地や溪流などの小生態系が重要な生態系の要素として含まれる。

■里地里山

水田などの農耕地と周辺の二次林を中心とした生態系である。農地、畦畔草地、ため池、

二次林など多様な環境が含まれる。また、人の関わりと強く結び付いて成立する環境としての価値も高い。大生態系に位置する。

■ため池群・ため池

ため池一つを対象とする場合から、希少な生物が生息するため池が多数分布する地域をまとめて、ため池群とする場合など規模はさまざまである。個別のため池は小生態系、ため池群は中・大生態系に位置する。

■河川

取り上げた単位としては下流域、中流域、上流域、支川などに区分される。河川内の水域のみならず、河畔林、溪畔林、河川敷の草地植生などの多様な小・中生態系を含む。

■海岸

海浜・海岸を中心とした生態系で、規模としては中生態系から大生態系に位置する。砂浜、前浜干潟、岩礁、塩田跡、海岸崖地、海浜植生、クロマツ林など多様な小・中生態系が含まれる。

■島

島全体としての大生態系である。

■内湾

内湾を中心とした海域と沿岸の陸域からなる大生態系である。海浜植生、塩湿地、干潟、藻場など、多様な小・中生態系が含まれる。

■渓谷

山地の溪流を中心とした中生態系である。溪流、畦畔林などの小生態系が含まれる。

■里山

里地里山のうち、農耕地を含まない里山林を中心とする生態系を里山として区分する。中生態系に位置する。

■草原

カヤ場、スキー場、牧場など人の関わりによって成立している草地生態系である。面積は大きなものが多い。中生態系に位置する。

■農地

里地里山のうち、特に棚田のように農耕地、畦畔草地、水路などを中心とした生態系を農地として区分する。中生態系に位置する。

■水路

水質が良好で多様な生物が生育・生息する水路や、希少な生物が生育・生息する農業用水路や市街地の水路などがある。規模によって、小・中生態系に位置する。

■湿地群・湿地

湿地一つを対象とする場合から、複数の湿地が分布する地域を湿地群としてまとめたものまで規模はさまざまである。個別の湿地は小生態系、湿地群は中生態系に位置する。

■溪流

河川のうち、源流部の溪流を中心とした生態系で、小生態系に位置する。

■干潟

海岸や河口に形成される干潟を中心とした小生態系である。河川（河口干潟）では、下流域または中流域までを連続した範囲として指定する。

■湧水

地下水が地表に自然に出てきた水質の良好な湧水を中心に形成される生態系。小生態系に位置する。

3 指定する範囲の考え方

生態系の保全にあたっては、主体となる単一の生態系だけを保全するのでは不十分で、隣接する連続した生態系も含めた生態系全体を保全することが重要である。このため、生態系の指定範囲は、主体となる生態系を中心に、連続性のある近隣の生態系も含めて一つのまとまりとして範囲を指定した。なお、その範囲に重要な小・中生態系が含まれる場合には、それぞれの位置を個別に区分した。

○山地については、地形分類図による地形の状況や植物群落の分布状況を参考に範囲を決定した。

○河川については、流域の沖積低地の耕作地や河畔林なども含めた。境界は、河川縦断方向は流程区分や植生の分布状況を参考とし、河川横断方向は丘陵地尾根などを目安とした。市街地は除外した。

○湿地、湧水、水路など、周辺の地下水や連続した水域などの影響を受ける生態系については、集水域や水域の連続性を考慮に入れた指定範囲とした。